

卑劣な契約締結形態にご注意ください

最近、当事務所に寄せられている消費者相談の中で販売業者と加盟店契約を締結していない消費者金融業者と金銭消費貸借契約を締結してしまっている事例が急増しています。販売業者と加盟店契約をしていない金融業者とクレジット契約をしてしまった場合、割賦販売法で法定されている「支払停止の抗弁」が効きません。

つまり販売業者との間で契約に関して

- ・ 業務の報酬の支払がないので解約したい
- ・ クーリングオフがしたい
- ・ 契約自体が信用できないので取り消ししたい

ということになったとしても金融業者からみれば販売業者を介しない純粋な金銭消費貸借契約ということになりますので お金の支払義務(支払債務)は販売業者に対して解約などの法的措置を執ったとしても残ってしまう という悲惨な現象が起っています。

現在ではインターネット上で簡単に融資申込書などが簡単に手に入るようになっているので販売業者がそれを悪用し、消費者に加盟店契約を締結している業者であるように見せかけて融資契約申込書を書かせている状況が多発しています。

あなたのクレジット契約書にはきちんと販売店の名前がはいつていますか？
フリーローンや金銭消費貸借契約書というような記載になっていませんか？

そのような場合にはすぐに当職宛まで御相談・ご依頼ください
被害を最小限に食い止めるよう法的措置を直ちに執り、解決に尽力いたします

坂本一紘法務事務所

SAKAMOTO SOLICITOR OFFICE

行政書士・社会保険労務士 坂本 一紘

〒660-0803

兵庫県尼崎市長洲本通1-9-1-403

TEL & FAX 06-6482-3602